

# 自立支援医療費（精神通院）受給者証をお持ちの皆様へ

自立支援医療（精神通院医療）の申請手続きが変わります

1

## 更新申請時における診断書の提出が 2年に1度になります

（平成22年4月1日より）

支給認定開始日（受給者証の有効期間開始日）が平成22年4月1日以降となる更新申請をされる際には、診断書の提出が、原則不要となります。

（「2年に1度」の提出ですので、診断書を省略して更新申請をされた場合、その次年度の更新申請の際には、診断書の提出が必要となります。）

### <ご注意>

- 受給者証の有効期間はこれまでどおり1年間です。毎年の更新申請は必ず行ってください。
- 診断書の提出が「2年に1度」となるのは、更新申請の方のみとなります。有効期間を過ぎてからの再開申請は診断書が必要となりますのでご注意ください。
- 更新の手続きは、有効期間終了日の3ヶ月前から行うことができます。お住まいの区市町村受付窓口にて手続きをしてください。
- 医療機関において、病状の変化及び治療方針の変更があると判断した場合は、診断書を添付してください。


2

## 自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳の 有効期間終了日を合わせることができます

自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、有効期間終了日が異なるため同時申請ができない場合、自立支援医療受給者証の有効期間を短縮して、精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日に合わせることができます。

### <ご注意>

- 有効期間を短縮できるのは、自立支援医療受給者証のみとなります。
- 自立支援医療受給者証の有効期間短縮は本人申請によるもので、手帳の有効期間が1年未満であり、「認定期間短縮にかかる承諾書（次回同時申請設定用）」の提出が必要です（承諾書の用紙はお住まいの区市町村受付窓口にあります）。

 東京都福祉保健局

ご不明な点がございましたら、お住まいの受付担当窓口または下記までご連絡ください。

東京都立中部総合精神保健福祉センター TEL. 03-3302-7871